

第5次 由布市 生涯学習・社会教育振興計画 (案)



令和7年11月意見公募時版

目次

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画期間	2
第4節 現状と課題	2
第5節 基本理念・施策方針	4

第2章 施策全体に共通する視点 4

第5次生涯学習・社会教育振興計画体系図 5

第3章 具体的な方策

第1節 学びのための支援・体制づくり	6
第2節 学びと活動の充実	15
第3節 文化の薫るふるさとづくり	22

第4章 推進体制と評価（PDCA）

第1節 計画の推進体制	26
第2節 協働と連携の仕組み	27
第3節 評価と改善（PDCAサイクルの運用）	28
第4節 成果の共有と可視化	29

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化の進行、地域コミュニティの希薄化、デジタル化や多文化共生¹社会の進展、気候変動や災害リスクの増大など、社会は急激な変化の中にあります。国の第4期教育振興基本計画においては、「全ての人が幸福を実感し、持続可能な社会の担い手として学び続ける社会の実現」が掲げられ、社会教育の果たす役割として「人と人、人と地域とのつながりを再構築し、学びによって個人と社会のウェルビーイング²を支える」ことが明確に位置づけられています。

また、大分県においても、「誰ひとり取り残さない」学びの社会を目指し、生涯にわたる学びの充実とともに、地域課題の解決や文化の継承、人づくりを柱とした社会教育が推進されています。

こうした動向を受け、由布市においても、第4次社会教育振興計画の成果と課題を踏まえ、次期計画では、さらに一步踏み込んで「すべての人の多様な学びと生きがいを支え、誰もが包摂³される持続可能な地域社会の創造」を目指します。

本市は、豊かな自然と温泉資源、歴史文化に恵まれた地域であり、大分市のベッドタウンとして発展する挾間、田園風景と人の温もりが残る庄内、そして観光地として国内外に知られる湯布院と、それぞれの特性を活かしながら調和を保ち、日々の暮らしを大切にするまちです。市制20周年を迎え、この20年の歩みの中で培われた市民の力と地域のつながりを礎に、未来を見据えた新たな学びと協働のかたちを描きながら、住民一人ひとりの学びが暮らしの豊かさや地域の活力につながるよう、社会教育の機会と環境を整備し、誰もが自分らしく学び、生き、支え合える地域づくりを進めていきます。第5次由布市生涯学習・社会教育振興計画は、「学ぶ・つなぐ・いかす」の理念を継承しつつ、ウェルビーイング、包摂、多様性⁴、協働、デジタル化、地域資源⁵の活用といった新たな視点を取り入れ、由布市の未来を拓く社会教育のあり方を具体化するものです。

¹ 国籍や文化、言語の異なる人々がお互いを尊重し、地域社会の一員としてともに生きること。

² 次ページ解説

³ 包摂(ほうせつ)とは、多様な意見や立場、文化、価値観などを広く含め、受け入れること。

⁴ 性別・年齢・国籍・文化・価値観などの様々な属性や特性を持つ人々が違いを認め合い、尊重し合い共存する状態

⁵ 地域にある自然・歴史・文化・人材など、地域の強みとなるもの

ウェルビーイングとは

身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること、すなわち心身ともに満たされた状態を指します。1946年に採択された世界保健機関（WHO）憲章に初めて示された概念で、単に病気や不調がないというだけでなく、生活全体の質（QOL=Quality of Life）の充実を意味します。

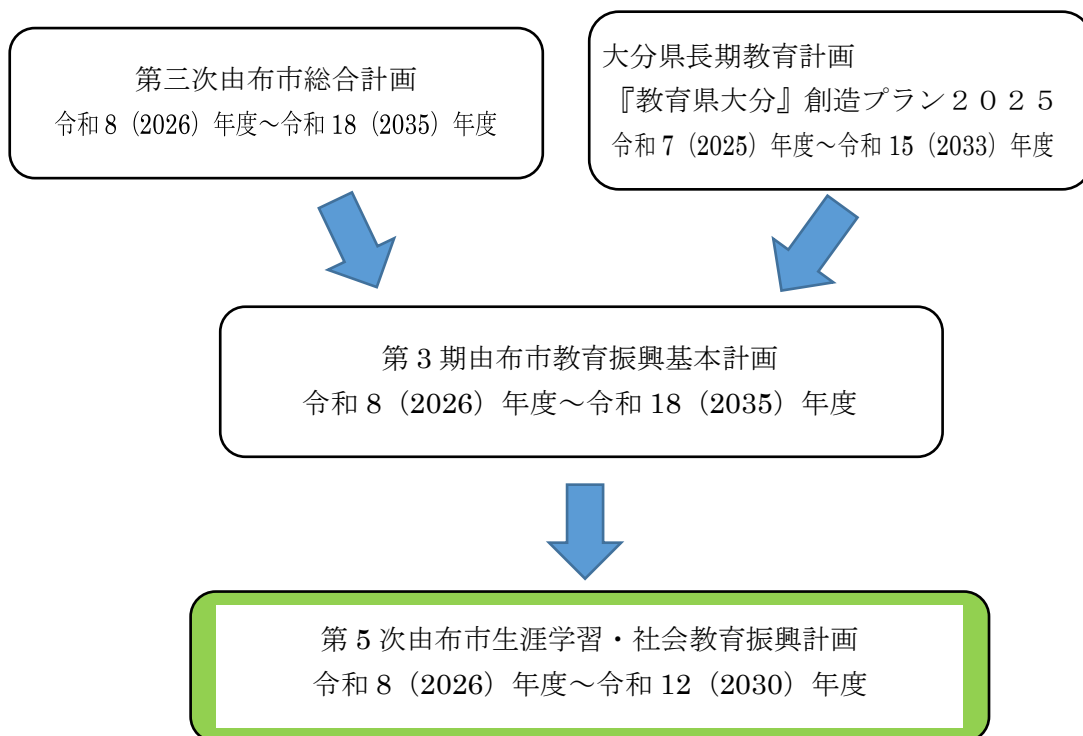
たとえば、身体が健康でも、精神的な疲労や人間関係の孤立を感じている場合は、ウェルビーイングが十分であるとは言えません。身体・心・社会の三つの側面が調和し、自分らしく生きられていると感じられる状態が、真のウェルビーイングとされています。

近年では、教育、福祉、地域づくりなど多様な分野で、人々の幸福や生きがいを高める理念として注目されています。

（出典：世界保健機関（WHO）憲章前文，1946年）

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「第二次由布市総合計画」を基軸に、第2期由布市教育振興基本計画との整合性を図りながら立案することとし、社会教育を推進していきます。



第3節 計画期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

第4節 現状と課題

由布市では、第4次社会教育振興計画のもと、公民館や図書館を拠点に、地域の学習活動の推進、家庭教育の支援、地域文化の継承や住民主体の活動の促進などに取り組んできました。特に、地域の人材や資源を活かした学びを通じて、地域内のつながりを深め、学びと実践が循環するまちづくりの基盤が築かれつつあります。

一方で、近年の社会構造の変化により、いくつかの課題も浮き彫りになっています。人口減少や高齢化、働き方やライフスタイルの変化といった中で地域コミュニティが希薄化し、ひとのつながりが見えにくくなっていること。さらに、ICT環境⁶の地域間格差、参加者の固定化、若年層や子育て世代の参加機会の不足、多文化共生への対応の遅れなど、社会教育の裾野を広げるうえでの課題が顕在化しています。また、

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会教育・生涯学習の現場にも大きな影響を及ぼしました。対面で行われる講座や地域行事の中止等により、住民同士の交流や学びの機会が失われる一方、オンライン講座やデジタル機器を活用した新たな学びの手法が生まれました。これにより、ICT環境やスキルの差による参加格差が明らかになるとともに、対面による人と人との関わりの大切さが再認識されました。

コロナ禍で得た経験は、社会教育が「学びとつながりを支える基盤」であることを改めて浮き彫りにし、今後の地域づくりにおける学びの在り方を再考する契機となりました。

こうした背景をふまえ、次期計画では、これまでの理念「学ぶ・つなぐ・いかす」を引き続き基本理念として継承しつつ、より柔軟で包摂的な学びのあり方を構想する必要があります。同時に、国の第4期教育振興基本計画や大分県の教育県創造プラン2025などの方針も踏まえ、以下のような視点を施策全体に共通する軸として取り入れることが大事です。

- ・ 市民一人ひとりの心身の健康と幸福感を支える「ウェルビーイング」の実現
- ・ 多様性を認め合い、誰もが参加できる「包摂的な社会」の構築
- ・ 地域課題とつながる「実践的な学び」の推進

⁶ ICT（情報通信技術）とは、情報や通信に関する技術全般を指し、具体的にはコンピュータやインターネット、スマートフォン、SNSなど情報をやり取りするための技術や、それらを用いたサービスやコミュニケーションを含む。

- ・ ICT・デジタル技術を活用した「多様な学習機会」の提供
- ・ 次世代を担う青少年・若者の「地域参画と育成」

以上のこれら新たな視点から、市民一人ひとりが自ら学び、地域とつながり、人生の充実と地域の持続可能性をともに育んでいく“学びの循環”をより充実させることが求められています。

第5節 基本理念・施策方針

（基本理念）

学ぶ つなぐ いかす

～ とともに学びともに支え合う共生のまちづくり ～

由布市では、これまで「学ぶ・つなぐ・いかす」を基本理念に、市民の学びと地域づくりの循環を目指して社会教育・生涯学習を推進してきました。今後この理念を継承しつつ、経済的・地理的・身体的条件に関わらず、すべての人が自らの意思で学び続けられるよう「学ぶ権利の保障」を行政の責務として、ウェルビーイングや包摂性、多様性、持続可能な地域社会の形成、そして次世代の育成といった新たな視点を加え、すべての人が“自分らしく学び、地域とつながり、未来をともに築く”まちづくりをめざします。

（施策方針）

- ・ 学びのための支援・体制づくり
- ・ 学びと活動の充実
- ・ 文化の薫るふるさとづくり

第5次 由布市生涯学習・社会教育振興計画体系図

□ 目指す姿 □

すべての人の多様な学びと生きがいを支え、
誰もが包摂される持続可能な地域社会



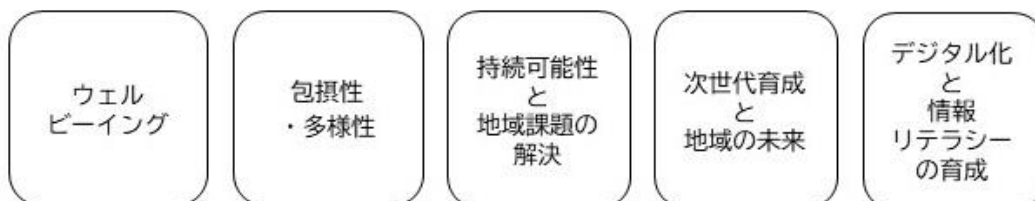
□ 基本理念 □

学ぶ つなぐ いかす
～ともに学びともに支え合う共生のまちづくり～

施策方針	①学びのための 支援・体制づくり	②学びと活動の充実	③文化の薫る ふるさとづくり
主な 取り 組み	・社会教育推進体制の整備 ・施設整備・ICT活用 ・自治公民館・団体支援 ・共生社会に向けて多様な学習機会の提供	・ライフステージ別学び ・体験活動の推進 ・地域リーダー育成 ・地域協育・家庭教育支援 ・人権教育の推進	・文化財・伝統文化の保存 ・地域学習と郷土愛の醸成 ・芸術文化活動支援
目的	学びの基盤整備 包摂・多文化共生	実践的学びの提供 青少年育成 地域協育の推進	郷土愛の醸成 文化継承
目標	生涯を通じ、誰もが安心して 学びに参加できる環境の整備	学びと地域活動が循環する地 域社会の形成	文化を誇りとするまちづくり の推進



□ 施策全体に共通する視点 □



第2章 施策全体に共通する視点

本計画においては、社会教育・生涯学習のあらゆる施策・事業を推進するにあたり、以下の視点を施策共通の基本的な考え方として位置づけます。これらの視点は、国や県の方針とも整合しつつ、由布市の地域性や現状に即した重点項目として重視されます。

(1) ウェルビーイングの視点

学びを通じて、一人ひとりが心身ともに健康で、生きがいや幸福感をもって暮らせる環境を整えます。学びが自己実現や社会とのつながりにつながるよう、計画全体に“暮らしの質⁷の向上”の視点を反映します。

(2) 包摂性・多様性の視点

年齢・性別・障がい・国籍・経済状況などにかかわらず、誰もが参加しやすい学びの機会を保障します。多様な主体が交わり支え合う、開かれた学習環境づくりを推進します。

(3) 持続可能性と地域課題の解決視点

防災・福祉・環境・空き家対策など、地域が抱える課題とつながる実践的な学びを展開します。市民が主体的に地域の未来を考え、行動する力を育む学習のあり方を重視します。

(4) 次世代育成と地域の未来

子どもや若者が地域の一員として学び、地域と関わる中で成長していけるような学習機会を充実させます。学校教育との連携も図りながら、次世代の地域参画を支援します。

(5) デジタル化と情報リテラシーの視点

ICTを活用した学習機会を広げるとともに、情報を適切に見極め活用する力（情報リテラシー）の育成を図ります。年齢や地域差によるデジタル格差⁸にも配慮し、誰もが学びにアクセスできる環境を目指します。

⁷ 暮らしの質（QOL、Quality of Life）とは、物理的・精神的な健康、社会的つながり、経済的な安定など、生活に関わるあらゆる側面で個人が感じる主観的な満足度や充実感のこと。

⁸ デジタル格差とは、情報通信技術（ICT）を利用できる人とできない人の間に生じる情報格差のこと。利用環境や、知識、利用意欲といった要因により引き起こされ、社会参加や経済活動に不利益がもたらされる要因になる可能性もある。

第3章 具体的な方策

第1節 学びのための支援・体制づくり

本市では、市民一人ひとりが生涯にわたって主体的に学び続けられる地域社会の実現を目指しています。そのために、社会教育の推進体制を整備し、ICTの活用や多文化共生への対応を含め、誰もが安心して学びにアクセスできる環境づくりに取り組みます。この取り組みは、単なる行政サービスの提供だけではなく、すべての人に等しく保障された「学ぶ権利」を支える基盤整備として位置づけ、社会教育委員会や公民館運営審議会の機能強化、専門的人材の配置・育成を通じて、多様な学びを支える仕組みを構築していきます。

(1) 学びのための体制整備

本市においては、市民一人ひとりが多様な価値観や生き方を尊重しながら、生涯にわたって主体的に学び続けることができる地域社会の実現を目指しています。社会教育や生涯学習の推進にあたっては、地域の人材や組織との連携を図りつつ、ICTの活用や多文化共生への対応を含む多様な支援体制の充実に取り組む必要があります。

また、社会教育委員会や公民館運営審議会等の機能強化、専門的知見を有する職員の配置・育成により、誰もが安心して学びにアクセスできる地域づくりを推進します。

【生涯学習振興事業】

① 社会教育の推進体制の整備

- ◆ 社会教育法に基づく社会教育委員および公民館運営審議会委員は、社会教育行政に市民の意見を反映させるうえで重要な役割を担っています。定例会や研修会等を通じて、他自治体の先進事例や市内外の課題に関する情報交換を行うとともに、地域における課題や学習ニーズの把握に努めます。

② 社会教育士（社会教育主事）⁹の適正配置

- ◆ 教育委員会事務局並びに社会教育施設において、各施設や関連団体が行う事業に対して、専門的・技術的な助言や支援を適切に行うため、社会教

⁹ 社会教育士とは、地域社会における学習活動を支援する専門家で、指定された研修や課程を修了した者に対し文部科学省が認定するもの。社会教育主事は社会教育法で定められた要件を満たした者に対し、教育委員会が辞令を発令し任用される専門職。

育士（社会教育主事）の適切な配置と人材の確保に努め、社会教育・生涯学習の推進を担う体制の充実を図ります。

③ 地域学校協働活動推進員¹⁰（兼 家庭教育支援員）の配置と資質向上

- ◆ 地域・学校・家庭が一体となった学びの推進のため、地域学校協働活動推進員（兼 家庭教育支援員）を各中学校区に配置し、コミュニティ・スクール¹¹の運営支援や家庭教育の充実を図ります。また、各種研修を通じて資質向上を支援します。

④ 地域人材活用指導員の配置と資質向上

- ◆ 地域の教育力を活かした学びの機会を提供するため、各公民館に地域人材活用指導員を配置し、地域人材の発掘・活用を促進します。あわせて、指導員に対する研修機会を確保し、活動の充実を図ります。

⑤ 社会教育指導員（人権教育推進員）の配置と機能強化

- ◆ 多様性の尊重やジェンダー平等¹²、多文化共生、インターネット上の誹謗中傷など、複雑化・多様化する人権課題に対応するため、地域に社会教育指導員（人権教育推進員）を配置し、学びを通じて人権意識の醸成と社会的包摂の促進に取り組みます。

⑥ 図書館司書の配置と資質向上

- ◆ 市立図書館および分館においては、図書館司書を配置し、蔵書の整備や利用啓発を行うとともに、読書活動の推進を図ります。
- ◆ 学校司書等との連携や研修によって司書の資質向上を図ります。

⑦ ICT 環境を活用した学習支援体制の構築

- ◆ 市民の多様な学びのスタイルに対応するため、公民館や図書館等において Wi-Fi 環境や学習用機器の整備を検討し、オンラインでのライブ配信やオンデマンド配信¹³など ICT を活用した「いつでも」「どこでも」「誰でも」が学べる機会を創出し生涯学習を支援します。
- ◆ デジタル機器の利用に不安を抱える市民への支援として、デジタルデバイス¹⁴の使い方研修の実施やデジタルサポーター等の配置に努める。

¹⁰ 地域学校協働活動推進員とは、学校と地域住民、団体、企業などをつなぐコーディネーターで、教育委員会が委嘱する人材。

¹¹ コミュニティ・スクールとは、学校と保護者、地域が連携・協力して、地域ぐるみで学校の運営に取り組み、子どもたちの成長を支える仕組み。

¹² ジェンダー平等とは、性別にかかわらず人々が平等に責任、権利、機会を分かち合い、あらゆる物事を共に決定できる状態のこと。

¹³ オンデマンド配信とは、事前に録画された講座などのコンテンツを、好きな場所・時間で視聴できる配信形態

¹⁴ デジタルデバイスとは、デジタル情報を扱う電子機器全般を指す。具体的には、パソコン、スマートフォン、タブレット、デジタルカメラ、ゲーム機等。

⑧ 多様な市民に開かれた学習環境の整備

- ◆ すべての市民が学びに参加できるよう、公民館や図書館等におけるバリアフリー化や、文字拡大資料の整備、やさしい日本語での案内等に努めます。
- ◆ 障がいのある人や高齢者、外国人住民を含め、誰一人取り残されることのない学習環境の実現を目指し、共生社会に向けた学びの支援を行います。

⑨ 地域の学びを支える人材の発掘・育成・活用

- ◆ 地域における学びを支える人材の養成を目的に、地域コーディネーターや学習リーダーの育成講座を実施します。
- ◆ 地域人材の情報を集約した「地域人材バンク」を整備し、学習活動とのマッチング支援を行うことで、地域内の人材循環を促進します。

⑩ 生涯学習ネットワークの形成と成果共有の場づくり

- ◆ 地域の多様な組織（行政、学校、NPO、地域団体等）による分野横断的な連携を推進し、生涯学習ネットワークを構築します。
- ◆ 地域運営組織（RMO）、地域運営協議会やまちづくり協議会など、地域の主体的なまちづくり組織との連携を深めます。
- ◆ 学びの成果を共有する場として、生涯学習・社会教育振興大会や各種研修会を開催し、生涯学習支援や社会教育の在り方や方向性や地域における学習文化の醸成を図るとともに、市民への学習支援と社会教育の理解促進を図ります。

指標名	目標指標		
	基準値 (令和5年度)	中間目標値 (令和10年度)	最終目標値 (令和12年度)
社会教育士養成数（累計）※	4人	7人	8人
オンライン講座の実施回数 (累計)	0回	3回	6回

※市より社会教育主事講習へ派遣され、講習を修了し社会教育士の称号を得た人数

(2) 学びのための施設整備

社会教育を推進し、誰もが生涯にわたり安心して学べる環境を整備するため、本市では公民館・図書館などの社会教育施設・関係施設（以下「社会教育施設等」という。）を設置しています。これらの施設は、すべての市民に開かれた学

びと交流の拠点として、重要な役割を担っています。

近年、市民の学習ニーズは多様化・高度化しており、学びの場に対する期待も変化しています。単なる知識の習得にとどまらず、心身の健康や生活の質の向上、地域とのつながりを育む場としての機能が求められています。こうした状況を踏まえ、ウェルビーイングや包摂性の観点を重視し、誰もが安心して学べる環境づくりに取り組みます。

今後は、施設の整備や利活用のあり方について、利用状況の把握や学習ニーズの調査を通じて検証しつつ、ICTの活用や人材育成にも力を入れ、効果的・効率的な社会教育の施設整備を図っていきます。

■ 社会教育・社会教育関係施設一覧

施設項目		施設名称	運営形態
社会教育施設	公民館	由布市挾間公民館	直営
		由布市庄内公民館	直営
		由布市湯布院公民館	直営
		由布市湯平地区公民館	直営
		由布市川西地区公民館	直営
	図書館	由布市立図書館	直営
		由布市立図書館庄内分館	直営
		由布市立図書館湯布院分館	直営
社会教育関係施設	由布市交流体験施設「庄内ゆうゆう館」		直営
	由布市ゆふの丘プラザ		休止
	由布市歴史民俗資料館		直営

【社会教育施設整備事業】

① 誰もが安心して使える学びの拠点づくり

- ◆ 由布市公共施設個別計画に基づき、バリアフリー改修や設備の充実など、誰もが使いやすい社会教育施設の整備を推進します。

② 新しい時代の学び方への対応

- ◆ ICT環境の導入や環境整備を進め、対面・オンラインを問わず多様な学びのニーズに対応します。

【公民館連携事業】

① 地域とともに学び合う交流拠点での学習機会の提供

- ◆ 公民館を地域の「学びと交流の拠点」と位置付け、健康づくりや防災、子育て支援といった生活に結び付く学習機会の提供や、地域の文化や歴史を学べる講座、ICT 活用講座など継続的に実施します。
- ◆ 地域の担い手や学習グループと協働し、多世代・多分野がつながる学びの場を創出します。

② 地区公民館の今後に向けた方向性の検討

- ◆ 市長部局と連携しながら、地区公民館の今後の管理運営のあり方について、多方面からの検討を行います。

【図書館事業】

① 知りたい・学びたいに応える包摂的な図書館

- ◆ 利用状況の把握や市民ニーズの調査を行いながら、サービスの向上に取り組めます。
- ◆ 文字拡大資料の整備ややさしい日本語による案内、外国人住民への対応など、包摂的な学習環境の整備を進めます。
- ◆ 読み聞かせ会や展示などを通じて、市民の「知りたい・学びたい」に応える企画を実施します

② 「子ども読書活動推進計画」との連携

- ◆ 家庭や学校、地域と連携しながら、読書を通じて子どもたちの心を育てる環境づくりを進めます。

【交流体験施設維持管理事業】

① 学びと交流を支える施設の維持と活用

- ◆ 庄内ゆうゆう館は、交流と学びの場として適切な維持管理を行うとともに、今後の運営や利活用の可能性について調査検討を進めます。
- ◆ ゆふの丘プラザは、地域の学びや活動の拠点としての役割を見据え、管理運営のあり方について多角的に検討します。

指標名	目標指標		
	基準値 (令和5年度)	中間目標値 (令和10年度)	最終目標値 (令和12年度)
公民館施設利用者数※ (年延べ人数)	117,826 人	130,000 人	135,000 人
図書利用登録者数	17,835 人	18,700 人	19,500 人

※公民館施設利用数は、図書館とトレーニングルームの利用者数を含まず

(3) 自治公民館活動の推進

市内各地に設置されている自治公民館は、子ども会や老人クラブといった世代別の活動をはじめ、地域防災や見守り活動、地域の歴史・文化を継承する学びなど、多様な取り組みが行われており、地域の暮らしとつながりを支える重要な基盤となっています。

人口減少や少子高齢化が進む中で、地域の絆や共助の力がこれまで以上に求められています。こうした中、自治公民館には、多様な世代・立場の人々が共に集い、つながり、学び合う「共生社会」の拠点としての役割が期待されています。特に、孤立の防止、世代間交流、多文化共生などの課題に対応する場として、包摂的で開かれた自治公民館の形成が求められています。

今後は、地域の実情に応じた柔軟で持続可能な活動を支援するとともに、自治公民館が地域の中で人と人をつなぎ、誰もが安心して参加できる共育・共創の場となるよう、行政や関係機関、大学等と連携しながら支援体制の強化を図ります。

【社会教育活動推進事業】

① モデル自治公民館事業の推進

- ◆ 多様な地域課題に対応できるモデル自治公民館を指定し、行政や関係機関、大学等との連携による助言・支援を通じて、自発的な地域活動や共助の促進を図ります。
- ◆ 地域福祉や多文化共生、介護予防、防災、青少年育成などの分野で、庁内の他部署と連携し、自治公民館が地域の包摂的な拠点となるよう多方面から支援します。
- ◆ モデルの実践成果や活動情報を市内に共有・発信することで、本市全体の自治公民館活動の底上げを図ります。

② 由布市自治公民館連絡協議会の活用

- ◆ 各町単位の協議会体制を維持しながら、「由布市自治公民館連絡協議会」として、広域的な研修や先進事例の紹介、各館の活動交流を進め、自治公民館相互の学び合いと連携を促進します。

③ 自治公民館活動の補助

- ◆ 自治公民館を拠点に、高齢者の見守り、子育て支援、多文化共生、防災訓練など人と人とのつながりを育む活動や、地域課題の解決に向けた主体的な取組を継続的に支援するため、活動経費の一部を補助します。

④ 自治公民館等の整備補助

- ◆ 自治公民館を誰もが安心・安全に利用できるための環境づくりと、安定的な運用を図るため、建物の新築・修繕などに要する経費の一部を補助します。

⑤ 持続的な地域運営体制の支援

- ◆ 学びを通じて得られた成果を地域の課題解決や人材育成に活かし、持続可能な地域運営体制の構築を支援します。

指標名	目標指標		
	基準値 (令和5年度)	中間目標値 (令和10年度)	最終目標値 (令和12年度)
モデル自治公民館認定数 (累計)	4 館	8 館	9 館

(4) 社会教育関連団体・社会教育支援団体への活動支援

社会教育活動の推進を図るため、PTA・保護者会、青少年健全育成団体、女性団体などの社会教育関連団体に対し、課題共有や相互連携を促しながら、自主的・自発的な活動の展開を支援します。

また、生涯学習に積極的に取り組むグループや団体については、社会教育支援団体としての登録を促進し、施設利用の利便性を高めるとともに、団体の活動情報を広く発信し、市民への学習機会の周知に努めます。

【協育支援対策事業・社会教育活動推進事業】

① 社会教育活動推進のための補助

- ◆ 社会教育活動の推進と充実を図るため、市内の青少年健全育成団体・女性団体等に事業費の補助を行います。

② 社会教育活動推進のための支援

- ◆ 社会教育関連団体の研修会や交流会を支援し、団体間の活性化と情報共有を図ります。
- ◆ 社会教育関連団体および社会教育支援団体に対し、持続的な活動と市民への幅広い学習機会の提供を促進するため、社会教育施設の使用料減免を行います。
- ◆ 生涯学習に積極的に取り組むグループや団体には、社会教育支援団体登録を勧め、社会教育施設の利便性向上と活動の周知を支援します。
- ◆ 小規模団体や活動休止団体の再活性化に向け、公民館職員や社会教育士（社会教育主事）による伴走支援により、団体の課題整理や活動計画の再構築を支援します。

指標名	目標指標		
	基準値 (令和5年度)	中間目標値 (令和10年度)	最終目標値 (令和12年度)
社会教育支援団体登録数	68 団体	74 団体	80 団体

(5) 学習情報の発信

社会教育課や公民館が主催する講座・教室に加え、各公民館で活動する社会教育支援団体（自主学習グループ）など、多様な主体による学習活動があります。これらの情報を効果的かつ分かりやすく市民に届けることで、世代や地域を問わず幅広い学習機会への参加を促進します。

あわせて、誰も取り残さない包摂的な情報提供をめざし、障がいのある人、高齢者、外国人住民など多様な市民が必要な情報にアクセスできる環境を整えます。

【社会教育活動推進事業】

① 「まなびの情報誌」の活用

- ◆ 各公民館における社会教育支援団体（自主学習グループ）の活動情報や主催講座の概要をまとめた情報誌を発行し、市民の学習活動への参加を促します。
- ◆ 誌面にはやさしい日本語や大きな文字を用いるなど、誰にとっても見やすく理解しやすい工夫を行います。

- ② 市報やインターネットを活用した情報発信
- ◆ 市報、ホームページ、SNS など複数の媒体を組み合わせ、「学びの情報誌」や学習情報等を幅広く迅速に発信します。
 - ◆ 動画や写真を活用したオンラインコンテンツ¹⁵も充実させ、オンライン講座や録画配信など ICT を活用した学習機会の提供に向けて取組みを行います。
- ③ 対象者に合わせた効果的な情報提供
- ◆ 公共施設や商業施設、医療機関など生活動線上での掲示や配布を行うとともに、老人クラブ、こども園・保育園・幼稚園、学校などを通じた周知を実施します。
 - ◆ 講座や教室の対象世代・目的に応じ、媒体や内容を調整し、効果的な情報発信を行います。
- ④ 双方向型の情報発信と参加促進
- ◆ 情報の一方通行型発信に加え、市民からの学習ニーズや希望をオンラインやアンケートで収集し、今後の講座企画や情報提供に反映します。

指標名	目標指標		
	基準値 (令和5年度)	中間目標値 (令和10年度)	最終目標値 (令和12年度)
学習情報発信回数 (市報掲載、SNS 発信)	12 回	24 回	30 回

第2節 学びと活動の充実

市民の学習ニーズは一層多様化し、地域が抱える課題も環境、防災、福祉、観光など多岐にわたっています。こうした中で、社会教育施設は、市民が気軽に集い交流できる場、学びを通して地域に貢献する活動の拠点として重要な役割を果たしています。

第5次計画では、各年代・各立場に応じた学びの機会を提供するとともに、学びを実践や地域活動に結びつける仕組みを強化し、「学び」と「活動」が循環する地域社会の形成をめざします。あわせて、次世代や若者の参画促進、多世代交流、ICT の活用、包摂的な学習環境づくりを進めます。

¹⁵ オンラインコンテンツとは、インターネットを通じて提供される動画や資料などの総称。(広告、ブログ、SNS 等)

(1) 社会教育施設における学びの機会の充実

社会教育施設においては、各ライフステージや社会的課題に応じた講座・教室を企画・実施し、参加しやすい学習環境の整備に努めます。地域ニーズや参加者の意見を踏まえ、行政や地域団体と連携した実践的・参加型の学習を推進するとともに、生涯を通じた障がい者の学びを支援し、共生社会の実現に向けた交流の場を創出します。

また、在宅や遠隔地からも学びにアクセスできるよう、電子書籍や配信型講座など ICT 活用の導入に向けた調査研究を進めます。

【各公民館事業】

① 公民館講座・教室の充実

- ◆ 社会的課題や地域の特性を踏まえた実践的講座・教室を開催し、学びを地域活動へつなげます。
- ◆ 公民館運営審議会において講座・教室の内容や運営について協議し、学習ニーズの把握と事業への反映を図ります。

② 高齢者の学習機会の充実

- ◆ 高齢者が生きがいを持って継続的に学べるよう、健康、福祉、防災など暮らしに役立つ講座を、年間を通して提供します。

③ 障がい者の学びの支援

- ◆ 障がいの有無にかかわらず、だれもが地域社会で自立し、充実した人生を送れるよう、学校卒業後の学びの場を提供し、学習活動を継続的に支援します。

④ 多文化共生のための学習支援

- ◆ 外国籍の住民が地域社会の一員として安心して生活・学習できるよう、やさしい日本語や母国語支援を活用した学習講座を実施します。
- ◆ 地域で交流学習や文化理解の機会を提供し、多文化共生に基づく地域づくりを推進します。

⑤ 地域の体験活動

- ◆ 自然、産業、文化芸術、伝統行事など地域資源を活かした体験活動を提供し、子どもから大人まで郷土愛と地域理解を深めます。

⑥ 若者・次世代の参画促進

- ◆ 地域探究学習や若者による地域プロジェクトを支援し、若い世代が地域課題の解決に主体的に関わる機会を創出します。

◆ 若者と地域団体の協働イベントを実施し、世代間交流を促進します。

⑦ 学びの成果をいかす場の提供

◆ 学習で得た成果を発表・共有する場を設け、地域活動や新たな学びにつなげます。

【図書館事業】

① 図書館の利用促進

◆ 本や情報資源に親しむ催しの企画や、図書館に関する情報発信を多様な媒体で行い、利用促進を図ります。

② 読書習慣の形成促進

◆ 読み聞かせボランティア活動の推進や、幅広い世代が本に触れる機会を提供し、家庭や地域での読書習慣の定着を促します。

③ 子ども読書活動の推進

◆ 子どもたちが読書を通して感性や想像力を育み、自ら学ぶ意欲を高められるよう、年齢や発達に応じた読書環境の整備と機会の充実を図ります。

④ 蔵書等の充実

◆ 利用者の要望や地域の学習ニーズを反映し、蔵書や各種資料を計画的に整備します。

⑤ ICT 活用による学びの拡充

◆ 電子書籍やオンラインデータベース等の導入可能性について他自治体や関連機関の先進事例を収集・分析し、調査研究を行います。

指標名	目標指標		
	基準値 (令和5年度)	中間目標値 (令和10年度)	最終目標値 (令和12年度)
公民館主催講座数	99 講座	110 講座	120 講座
公民館講座受講者数	1,166 人	1,500 人	1,700 人
高齢者の生涯学習事業への参加率（65 歳以上）	8.8%	10.0%	11.0%
市立公民館貸出冊数	165,423 冊	181,000 冊	200,000 冊
読み聞かせ参加者数	474 人	600 人	700 人

(2) 体験を通じて学ぶ機会の提供

少子高齢化や情報化、国際化など社会環境が大きく変化する中で、世代や立場を超えて人と人が直接交流し、学び合う体験の機会は減少しています。しかし、地域や社会で直面する課題を解決する力や、多様な価値観を理解し共生する力を育むためには、自然や生活、地域の人々との関わりなど、実社会に触れる「直接体験」が欠かせません。

本市では、自然体験や生活体験、地域資源を活かした活動を通して、豊かな人間性、自ら学び考える力、挑戦する力を育みます。特に、若い世代が地域の課題や魅力を発見し、解決や活性化に関わる実践的なプログラムの充実を図るとともに、多世代が交流し学び合う場の創出に努めます。

【体験活動事業】

① 体験学習

- ◆ 幼児から高齢者まで幅広い世代を対象に、自然、文化、産業など多様な分野での体験活動を提供し、課題解決力や自己肯定感を育みます。
- ◆ 宿泊型や長期的なプログラムにより、協調性やコミュニケーション能力を養います。
- ◆ 地域の特性を活かした活動を通じて、参加者が「自分が地域のためにできること」を考える機会を創出します。

② 社会教育関連団体との連携

- ◆ 社会教育関連団体や地域団体、学校等と連携し、地域課題の解決や地域の魅力発信につながる参加型体験学習を推進します。

指標名	目標指標		
	基準値 (令和5年度)	中間目標値 (令和10年度)	最終目標値 (令和12年度)
体験活動提供数	20回	25回	30回
体験活動参加者満足度	—	80%	85%

(3) 地域リーダーの育成

地域活力の維持・向上のためには、市民一人ひとりが生きがいを持ち、主体的に地域活動に参画できる環境づくりが重要です。本市では、まちづくりや地域活性の核となる人材を育成し、持続可能な地域づくりに向けた学びと実践の

循環を推進します。特に、地域の将来を担う若い世代や多世代での協働を通じて、課題解決力とリーダーシップを兼ね備えた人材の育成を図ります。

【体験活動事業】

① 地域における社会教育士の普及啓発

- ◆ 教育委員会が発令する任用資格である社会教育主事に対し、社会教育士は任用を待たずに広く社会教育現場で活躍できる人材であり、学びの支援やネットワークづくりを通して人づくり・地域づくりに関わる重要な役割を担います。地域で活動できる社会教育士の啓発活動を行い、その活躍の場を広げます。

② 青少年リーダー組織の活動強化と交流促進

- ◆ 市内で組織化された青少年リーダーが、地域イベントや防災訓練、文化活動などに参画し、世代や分野を超えた連携を深めます。
- ◆ 活動計画の自主立案や地域課題への提案・実践に取り組み、次世代リーダーとしての実行力と企画力を高めます。
- ◆ 他地域等の青少年組織との交流を通して、広い視野と多様な価値観を身につけます。
- ◆ 学校や地域団体、SNS 等を活用し、新規メンバーの募集や関心層への広報を行い、多様な背景を持つ若者の参画を促します。
- ◆ 市内外での研修会や交流事業を通して、学び合う力やコミュニケーション能力、課題を言葉で発信する力を養います。
- ◆ 地域活動や学習発表、異年齢交流の場を提供し、積極性やチームマネジメント力の向上を支援します。

■市内で活動する青少年リーダー組織

【全域】由布市リーダースクラブ(中高生)

【挾間地域】挾間ジュニアリーダースクラブ(中高生)

【庄内地域】庄内ジュニアリーダー(中高生)

【湯布院地域】湯布院リーダースクール(高校生)

ちょぼらクラブ(中学生)

活 動 画 像

活 動 画 像

指標名	目標指標		
	基準値 (令和5年度)	中間目標値 (令和10年度)	最終目標値 (令和12年度)
青少年リーダー育成数	27人	35人	40人
青少年リーダー事業参加率	—	70%	75%
青少年リーダー事業実施回数	43回	80回	90回

(4) 地域協育の推進

各中学校区ネットワーク会議を核として、地域・学校・家庭が連携し、子どもたちの成長を地域全体で支える「地域協育」を推進します。また、地域学校協働活動、ゆふの寺子屋（小学生チャレンジ教室・未来創生塾）、家庭教育支援などを通じて、多様な学習・体験の場を提供し、包摂的で持続可能な地域づくりをめざします。

さらに、コミュニティ・スクールが市内全校に導入されたことを踏まえ、学校運営協議会との連携を深め、地域の課題に応じた学習機会の提供や地域人材の拡充を図ります。また、学校教育関係者・子育て支援関係者との協力体制を強化し、情報共有や連携に努めます。

【地域協育推進事業】

① 学校における地域学校協働活動の充実

- ◆ 地域学校協働活動推進員を中心に、授業補助や外部講師などを地域人材が担うことで、地域全体で子どもたちの成長を支える体制を強化します。

② ゆふの寺子屋の展開

- ◆ 地域人材活用指導員と地域人材が協力し、子どもたちへの体験活動や補充学習を通して、学校外の学びの場を提供します。

③ 家庭教育支援

- ◆ 保護者の課題・要望を踏まえた家庭教育講座や家庭教育サロンを実施し、安心して相談できる場を地域内に整備します。
- ◆ 地域ごとに家庭教育サロンを開催し、保護者が身近で安心して過ごし、気軽に相談できる場を提供するとともに、学びと交流を促進します。

④ 地域人材の確保・活躍促進

- ◆ 学校や各種団体との情報共有を通じ、活動に参加する地域人材を拡充し、経験や能力を生かせる場とやりがいを提供します。

⑤ 関係者間の連携強化

- ◆ 地域学校協働活動推進員・地域人材活用指導員が学校運営協議会委員として参画し、社会教育と学校教育の連携を促進します。あわせて、放課後児童クラブなどの子育て支援団体との意見交換の場を検討・整備します。

指標名	目標指標		
	基準値 (令和5年度)	中間目標値 (令和10年度)	最終目標値 (令和12年度)
地域人材派遣数	2,839 人	3,000 人	3,200 人
家庭教育講座（サロン） 参加人数	371 人	400 人	450 人

（５）人権教育の推進

誰もが互いの人権を尊重し、安心して暮らせる地域社会を実現するためには、人権問題を自らの暮らしと関わる身近な課題として捉え、理解を深めることが不可欠です。近年では、インターネット上での誹謗中傷やプライバシー侵害、性的指向¹⁶や性自認¹⁷に関する偏見、外国人や特定の民族・国籍の人々に対する差別的言動（ヘイトスピーチ）、障がい者への不当な差別的取扱い、部落差別など、多様かつ複雑な人権課題が顕在化しています。

こうした課題に対応するため、「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「LGBT¹⁸理解増進法」等の趣旨を踏まえ、あらゆる差別の解消と人権尊重の理念を浸透させるための人権教育・啓発を推進します。また、社会の変化に伴い新たに顕在化する人権課題についても、市民・学校・地域団体が連携して理解を深め、互いに支え合う地域風土の醸成を図ります。

【人権教育推進事業】

① 差別解消に向けた学びの充実

- ◆ 公民館等の社会教育施設での「人権講座」や学習会を計画的に開催し、部

¹⁶ 性的指向とは、人が恋愛や性愛の対象としてどの性別を好きになるかの「指向」であり、「嗜好」とは異なる概念。

¹⁷ 性自認とは、自分がどの性に属していると認識しているかという、個人の内面的な性別の自己認識のこと。

¹⁸ LGBTとは、性的指向や性自認の多様性を表す言葉で、L=レズビアン（女性を恋愛対象とする女性）、G=ゲイ（男性を恋愛対象とする男性）、B=バイセクシャル（男性・女性いずれも恋愛対象とする人）、T=トランスジェンダー（生まれたときの性別と自認する性が異なる人）の頭文字をとった総称。近年はこれ以外にも多様な性のあり方を含める意味で「LGBTQ+」という表現も使われる。

落差別をはじめとするあらゆる差別についての正しい理解を促進します。

- ◆ 社会教育関連団体等と連携し、地域での学びの機会を支援（経費助成等）するとともに、地域リーダーの資質向上を図ります。
- ◆ 学校における人権学習や公開授業を地域住民の学びの場として活用し、学校と地域の協働による人権教育を推進します。

② 差別解消に向けた人権啓発の充実

- ◆ 「人権を大切にする市民会議」等と連携し、各種啓発事業を展開します。
- ◆ 社会教育施設や地域行事等での啓発展示・配布、SNS 等の活用により、人権尊重の意識を広げる環境づくりを進めます。
- ◆ 新たに顕在化する人権課題（ネット上の人権侵害、LGBTQ+に関する偏見など）についても、タイムリーな啓発を行います。

指標名	目標指標		
	基準値 (令和5年度)	中間目標値 (令和10年度)	最終目標値 (令和12年度)
人権講座の開催回数	3回	9回	12回
人権学習講座実施団体への 補助金支出数	1件	5件	9件

第3節 文化の薫るふるさとづくり

本市は、国・県・市指定の貴重な文化財や、長く受け継がれてきた民俗文化を有しており、これらは市民全体の誇るべき財産です。文化財や伝統文化は、地域の歴史や暮らしの記憶を未来へつなぐものであり、その保存と活用は市民の郷土愛を育み、地域の一体感を高めます。

また、演劇・音楽・美術などの芸術文化活動は、市民の心を豊かにし、創造性を育み、地域の魅力を広く発信する力となります。文化財と芸術文化の双方を大切にし、誰もがその価値に触れ、誇りを持って次世代へ継承できる環境を整える必要があります。

以上のことから、文化財・伝統文化の保存と継承、芸術文化活動の支援を一体的に進め、市民が文化と芸術を通じて郷土に親しみ、誇りを持てるまちづくりを推進します。

（１）文化財・伝統文化の保存と継承

由布市は、国指定文化財４件、県指定文化財２０件、市指定文化財５６件という貴重な文化財を有しています。文化財は、市民共有のかけがえのない財産であり、将来世代に確実に引き継ぐ責任があります。本市では、「由布市文化財保存活用地域計画」の策定をおこない、将来へ向けた保存と活用の両面から取組を進めます。

また、地域の民俗文化財をはじめとする多様な文化資源の理解を深める拠点として、歴史民俗資料館の活用・機能強化に向けた調査・研究を行います。

【文化財保存継承推進事業】

① 文化財の選定・指定・登録

- ◆ 地域固有の貴重な文化遺産を体系的に把握し、文化財指定・登録を通じて管理・活用の体制を整えます。
- ◆ 新たな文化財候補の発掘や評価を継続的に行い、未指定の文化資源についても「文化財保存活用地域計画」にのっとり適切に保存と活用を行います。

② 文化財情報の発信

- ◆ 文化財案内板の整備、パンフレット、ウェブサイト、「木綿の山通信」等を通じて、文化財の魅力や価値をわかりやすく発信します。
- ◆ デジタルアーカイブや動画等の ICT を活用した情報発信を前向きに導入し、市民や来訪者が多様な方法で文化財に触れられる環境を整えます。

③ 文化財の保存・継承

- ◆ 文化財パトロールを継続的に実施し、人口減少や市民意識の変化による文化財の滅失・散逸を未然に防ぎ、地域の誇りとして次世代へ継承していきます。

④ 埋蔵文化財の保護・保存

- ◆ 埋蔵文化財の分布状況を整理し、適切な管理台帳を整備します。
- ◆ 開発事業の計画段階から事業者と連携し、包蔵地の保護のため必要な発掘調査を指導します。

⑤ 文化財調査委員会の活性化

- ◆ 視察研修や研修会を充実させ、委員の専門性向上とネットワークの拡大を図ります。
- ◆ 調査結果や活動状況を市民に共有し、文化財保護活動への理解と参加を促進します。

【歴史民俗資料館維持管理事業】

① 歴史民俗資料館の維持管理

- ◆ 市民や来訪者に学習と交流の場を提供するとともに、資料の収集・保存・整理を計画的に実施します。

② 歴史民俗資料館の整備と活用

- ◆ 資料館の将来的な役割や機能について調査・研究を進め、文化財保存活用の拠点としての方向性を明確化します。

指標名	目標指標		
	基準値 (令和5年度)	中間目標値 (令和10年度)	最終目標値 (令和12年度)
指定文化財案内看板・説明版等の設置数（建て替え等含む）	51 基	56 基	60 基
市報・ホームページ等を活用した情報発信数	12 回	24 回	30 回

(2) 学習機会の提供

文化財に限らず、由布市の自然・歴史・地域文化・まちづくり等を総合的に学べる機会を提供し、ふるさとへの愛着と誇りを持つ人材を育成します。併せて、多くの人々が文化財や地域資源に触れ、身近に感じられるような取組を進め、学びを通じた郷土愛の醸成と次世代への継承を図ります。

【文化財活用促進事業】

① 由布の学び検定の実施

- ◆ 子どもたちが由布市の自然・歴史・地域文化等について学んだ成果を試す場として「由布の学び検定」を実施し、自分たちのまちに愛着とふるさとに誇りを持つ心を育てます。

② 地域学習の実施

- ◆ 歴史民俗資料館や学校等での出前講座を通じ、地域の歴史文化資源をいかした学習を推進し、地域に貢献できる人材の育成と、郷土を支える担い手の育成を目指します。

③ ふるさと探検部の実施

- ◆ 文化財や自然に直接触れる体験活動「ふるさと探検部」を実施し、参加者

が住んでいる地域の魅力を再発見するとともに、郷土愛と誇りを持って未来へつなぐ心を育てます。

指標名	目標指標		
	基準値 (令和5年度)	中間目標値 (令和10年度)	最終目標値 (令和12年度)
「由布の学び検定」受験者数	566 人	600 人	650 人

(3) 芸術・文化活動への支援

市内に所在する各種文化・芸術団体や個人の活動が、地域の魅力を高め、郷土愛や次世代への文化継承につながるよう、活動支援や情報提供を行います。また、活動機会の創出や ICT を活用した情報発信により、発展的かつ継続的な文化芸術活動を促進します。

【文化振興事業】

① 後藤檜根顕彰事業の推進

◆「ならねっ子まつり」において、由布市出身の児童文学者・後藤檜根の功績を市の貴重な文化的財産として顕彰し、児童文化の振興と次世代への継承を図ります。

② 文化芸能活動への支援

◆文化芸能活動を通じて全国大会以上の競技大会に出場する児童生徒への補助を行い、意欲ある青少年の育成を支援します。

◆地域固有の文化芸能活動の充実・発展を図るため、活動団体への補助や必要な情報提供に努め、活動の継続性と地域文化の発信力向上を目指します。

指標名	目標指標		
	基準値 (令和5年度)	中間目標値 (令和10年度)	最終目標値 (令和12年度)
ならねっ子まつり参加者数	1,319 人	1,350 人	1,400 人

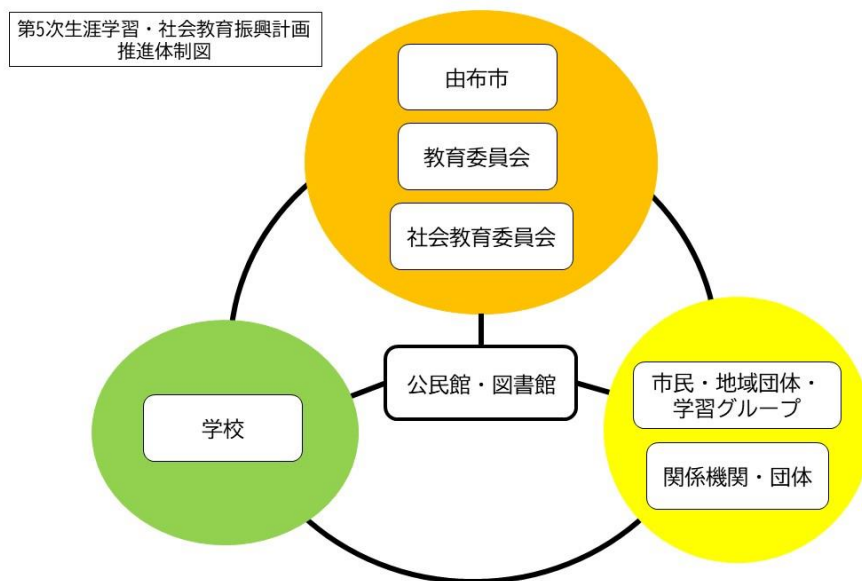
※俳句・作文等の応募数含む



第4章 推進体制と評価

第1節 計画の推進体制

本計画の実効性を高め、継続的かつ効果的に取り組みを進めていくためには、市民・地域団体・関係機関・行政・学校が協働し、それぞれの役割を果たしながら相互に連携する体制が不可欠です。



(1) 由布市および教育委員会の役割

- ・計画全体の統括、進行管理、関連部署との連携
- ・社会教育施設（公民館・図書館等）の運営・支援
- ・人材育成、財政支援、評価制度の構築と調整

(2) 社会教育委員の役割

- ・市民の意見や要望の社会教育行政への反映
- ・計画の策定や見直しへの意見
- ・教育委員会との意見交換を通じ施策の方向性に助言

(3) 公民館・図書館等の社会教育施設の役割

- ・地域に根ざした講座・講演・学習活動の企画運営
- ・地域住民の学習ニーズ把握と応答
- ・地域内外の協働連携促進（学校・福祉・子育て・観光等）

（４）学校の役割

- ・学校教育と社会教育の連携・協働による地域とのつながりの強化
- ・地域資源を活用した体験学習や地域学習の推進
- ・児童生徒の地域参画を通じた次世代育成への貢献

（５）市民・地域団体・学習グループの役割

- ・自主的な学習・実践活動の展開
- ・地域資源を活かした文化継承や課題解決への参画
- ・多世代・多文化の交流促進と担い手の育成

（６）関係機関・団体の役割

- ・各分野（教育、福祉、子育て、防災、観光など）との連携・協働
- ・公民館・図書館との機能的連携（情報共有・人的協力等）

第２節 協働と連携の仕組み

本計画を推進するためには、多様な主体が、互いの強みを生かして協働することが重要です。社会教育を地域のさまざまな分野と結びつけ、学びを活かすため、次のような連携体制を整えます。

（１）庁内連携の推進

教育、福祉、地域振興、防災、観光などの関係部局が連携し、社会教育の成果を各分野の施策に反映します。

（２）地域ネットワークの構築

公民館・図書館・学校・地域団体などが連携し、学びや活動を共有するネットワークを形成します。また地域運営組織（RMO）や地域運営協議会など地域主体団体との協働を行い、地域課題の解決や地域のつながりづくりを支援します。

（３）協働の促進と情報共有

地域人材バンクやコーディネーターを活用し、市民・団体・行政が協働できる仕組みを整備します。成果や取組事例を市民と共有し、協働の輪を広げます。

第3節 評価と改善（PDCAサイクルの運用）

本計画は、定期的な評価と改善を通じて、効果的かつ持続可能な運営を図ります。次のようなPDCAサイクルに基づき、進行管理と見直しを行います。

【Plan（計画）】

- ・各施策方針において、具体的な実施目標・成果指標（KPI）を設定します。
- ・年度当初に事業計画を策定し、実施体制と評価方法を明確にします。

【Do（実施）】

・計画に基づく事業を、公民館・図書館・地域学校協働活動指導推進員など多様な主体と協働して実施します。・市民・団体・施設の協働による運営と現場からのフィードバックを受け、随時改善に活かします。

【Check（評価）】

- ・年度ごとに進捗状況や成果を自己評価および事務事業評価で確認し、各関係委員会や関係部署で共有・検討します。
- ・評価は市民アンケートやヒアリング等により多面的に実施し、透明性を確保します。

【Act（改善）】

- ・評価結果に基づく改善策を次年度の事業計画に反映させます。
- ・社会の変化や地域ニーズに応じて事業内容や施策の柔軟な見直し
- ・3年目に中間評価を実施し、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえて内容を見直します。
- ・改善結果については、公民館や関係部署と共有し、次への取り組みの質の向上につなげます。



活 動 画 像

第4節 成果の共有と可視化

本計画の推進成果を広く市民と共有し、社会教育への理解と参画を促進するため、成果の可視化と情報発信を行います。

- ・ 広報紙・市ホームページ・SNSなどを通じて、計画の進捗や成果を市民と共有します。
- ・ 社会教育振興大会や公民館まつり等の学習成果発表を通じて、市民の学びの「見える化」と交流の促進を図ります。



活 動 画 像



活 動 画 像



活 動 画 像



活 動 画 像

